

設置の趣旨等を記載した書類
(九州女子大学大学院 人間科学研究科人間科学専攻)

目 次

1. 設置の趣旨および必要性	P. 2
2. 修士課程までの構想か、または博士課程の設置を目指した構想か	P. 7
3. 研究科、専攻等の名称および学位の名称	P. 7
4. 教育課程の編成の考え方および特色	P. 7
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	P. 10
6. 基礎となる学部・学科との関係	P. 13
7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	P. 13
8. 取得可能な資格	P. 14
9. 入学者選抜の概要	P. 18
10. 教員組織の編制の考え方および特色	P. 20
11. 研究の実施についての考え方、体制、取組	P. 21
12. 施設、設備等の整備計画	P. 22
13. 管理運営	P. 23
14. 自己点検・評価	P. 24
15. 情報の公表	P. 24
16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P. 25

1. 設置の趣旨および必要性

1.1. 建学の精神、大学の基本理念

九州女子大学の設置母体である学校法人福原学園（以下、「福原学園」という。）の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者福原軍造が掲げた「自律処行（じりつしよぎょう）」である。昭和 37（1962）年に開学した九州女子大学においても、建学の精神「自律処行」に基づき教育研究活動を行ってきた。

創設者福原軍造は、「自律処行」の「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、福原学園創立 60 周年（平成 19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、福原軍造『寿詩集』（昭和 52（1977）年刊行）の記載に基づき、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州女子大学学則第 3 条においても、「本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成する。」と明示し、在学生・教職員すべてに対し、教育活動の根幹としている。

1.2. 基礎となる学部・学科における基本理念、人材養成および教育研究上の目的等

現在、家政学部と人間科学部の 2 学部を擁する本学は、昭和 37（1962）年に、家政学部家政学科の単科大学として開学した。その後、日本の経済成長とともに、女子の大学進学希望者が増加したこと、さらには大学卒業後に中学校または高等学校の教員として仕事に就きたいとの要請に応えるため、昭和 40（1965）年に文学部を設置した。文学部は、国文学科と英文学科で構成し、文化・文学を通して柔軟な精神と幅広い教養を身に付け、自立して行動できる女性の育成を使命とした。

その後も社会のニーズに対応しながら学部学科の改編を行い、平成 17（2005）年に、新たに人間科学部（人間文化学科、人間発達学科）を設置し、人が「心身ともに健康かつ文化的に豊かな人生」を送るために必要となる知識や技能に関わる分野を中心に、特に人間の文化・教養領域と発達領域において教育・研究を行い、文化・文学領域および発達諸科学領域の知識・技能を自分自身のためだけでなく他者の人生および生活を豊かにするために用いて、乳幼児から高齢者に至るまで全世代の人々、および障害者が共生し得る地域社会を創造・実現していく職業人を養成していくことを学部設置の趣旨とした。

この学部設置の趣旨のもと、社会環境や教育ニーズの変化に対応すべく、人間科学部では学科改編を重ね、令和5（2023）年4月に人間科学部心理・文化学科を設置した。心理・文化学科は、前身の人間発達学科人間基礎学専攻において展開してきた心理学および日本語・日本文学を基盤とした教育体制を維持しつつ、職業人として教育や地域社会の貢献に携わる教育者・企業人を育成することを目的とする。

また、心理・文化学科では、人間の心理と文化に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とし、以下のような人材を育成する。

- (1) 幅広い教養、ならびに人間の心理・文化についての専門領域の知識と技能を身に付け、人を支え、社会のために行動できる教育者・企業人
- (2) 高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、ヒューマンケア、教育、文化の新たな共創と発信を通じて社会に貢献できる教育者・企業人
- (3) 多様な考えを有する人々と協働して、人間の心理と文化に関する知見を深め、現代社会において多岐にわたる課題を解決しつつ活躍する教育者・企業人

上記の教育上の目的および養成する人材像を踏まえ、心理・文化学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。

《心理・文化学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）》

- ① 教育者・企業人として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている（知識・技能）。
- ② 教育者・企業人としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている（思考力・判断力・表現力）。
- ③ 人間の心理と文化に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている（思考力・判断力・表現力）。
- ④ 教育者・企業人として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている（主体性・協働性・倫理性）。

《心理・文化学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）》

【教育内容】

1. 〈キャリア教育科目〉を含めた〈総合共通科目〉を配置し、〈心理学コース〉、〈国語・書道教育コース〉、〈文化文芸コース〉の3コースで構成し、教育者・企業人として必要な人間の心理と文化に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。
2. 〈専門教育科目〉は、〈学部共通科目〉、〈コース科目〉および〈ゼミナール科目〉に区分し、〈コース科目〉を〈心理学コース〉、〈国語・書道教育コース〉、〈文化文芸コース〉

の3コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する。

3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実技・実習の科目を適切に配置する。

【教育方法】

1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。
2. 講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。
3. 卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。

【教育評価】

1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置付けを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。
2. 4年間の学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

このような教育研究活動のもと、人間科学部心理・文化学科は、幅広い教養ならびに人間の心理と文化に関する知識・技能を身に付けるとともに、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、教育・社会に対する課題を解決しつつ活躍する教育者・企業人を養成し、これまで人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻が送り出してきた卒業生同様、教員や心理職をはじめとして、多くの学校や企業で活躍する人材を育成するものである。

1.3. 大学院研究科の必要性および社会的・時期的な背景

本学が位置する北九州市は、福岡県内では、福岡市に次いで人口が多く、令和4（2022）年3月31日現在の北九州市の人口は、931,426人（北九州市発表）であるが、令和2（2020）年国勢調査と平成27（2015）年同調査を比較すると、北九州市の人口減少率は2.31%であり、全国2位である。北九州市は、昭和54（1979）年には、約107万人になり人口のピークを迎えたが、その後は減少に転じ、平成17（2005）年には100万人を下回り、近年では、毎年約5,000人規模で減少が続いている。

北九州市の人口減少が続く状況において、北九州市は、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくため、「第2期北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定して地方創生に向けた取り組みを推進している。同戦略では、女性と若者の定着により社会動態をプラスにすることを基本方針に掲げ、「1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」「2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の4つの基本目標に基づき、女性活躍施策の充実、結婚・出産・子育て・教育までの一貫した支援や文化芸術による創

造都市・北九州市として具体的な事業に取り組んでいる。

このように、教育の充実や地方創生に向けた取り組みを推進する北九州市において教育研究活動を行っている本学は、地域の人材養成のニーズに応えるべく、北九州市との連携を強化し、協力関係を構築するとともに、北九州市に貢献できる人材を養成することが責務であると考えている。

また、平成 27（2015）年には、国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的に公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）が公布され、保健医療、福祉、教育やその他の分野において、心理学に関する専門的知識および技術をもって心理に関する支援を要する者に対する援助を行うものとして公認心理師が広く求められることとなった。このことは九州でも例外ではなく、九州の一般企業・教育機関・医療機関・福祉施設等を対象に本学が実施した公認心理師（受験資格）を取得可能な大学院研究科修了者の人材需要に関するニーズ調査において、本研究科修了者に対する採用意欲について「ぜひ採用したい、採用したい」と回答した業種別の割合は、医療・福祉関連 46.6%、卸売・小売関連 66.7%、サービス関連 40.0%であり、公認心理師の需要は高いと言える。一方で、心理・文化学科の前身である人間発達学科人間基礎学専攻では、令和 2（2020）年度の教育課程改編に伴い、公認心理師に対応した教育課程を導入した。現在、公認心理師の受験資格を得ることのできる教育課程を擁している大学は、北九州市において本学のみであり、心理専門職者の養成についてより一層強化することが求められる。

このような社会状況や地域特性に鑑み、人間科学部の教育研究体制を基盤にして、人間の心理と日本語・日本文化について理解を深め、現代社会において多岐にわたる課題を解決することのできる、高度な専門性と高いコミュニケーション力を有する職業人を養成する必要があると判断し、人間科学部心理・文化学科を基礎とした九州女子大学大学院人間科学研究科の設置を申請するものである。

1.4. 大学院研究科の養成する人材像、教育研究上の目的および修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人間科学研究科は、上述したように、人間科学部の教育研究体制を基盤にして人間の心理と日本語・日本文化について理解を深め、現代社会において多岐にわたる課題を解決することのできる、高度な専門性と高いコミュニケーション力を有する職業人を養成する必要があると判断して設置を申請するものである。上記の必要性を踏まえ、本研究科では、以下のような人材を養成する。

- (1) 日本文化、日本語・日本文学、心理学に関する幅広い知識を基盤に、より高い専門的知識・技能を身に付け、社会の発展に貢献することができる。
- (2) 研究者としての倫理観および責任感を持ち、国や自治体等が抱える課題を的確に捉え、解決に向けて課題に取り組むことができる。
- (3) 専門的知識・技能をもって、他者と協働しながら自己の判断によって行動することができる。

上記の養成する人材像を踏まえ、本研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように規定する。

《人間科学研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）》

本研究科では、人間の心理と日本語・日本文化における幅広い知識を身に付け、自身の専門分野を基軸に、修士（文学）に相応しい優れた研究能力と高度な専門的知識を素養として、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目指す。

この基本理念を基に、以下を満たした学生に修了を認定し、学位を授与する。

- ① 日本文化、日本語・日本文学、心理学に関する幅広い知識を基盤に、高度かつ専門的な知識と技能を身に付けている（知識・技能）。
- ② 専門分野に関する諸問題を最新の学問的成果を踏まえて理解し、研究を遂行できる能力を身に付けている（知識・技能）。
- ③ 専門分野の諸問題に対して、各研究分野で培った高度なコミュニケーション力、論理的思考力を用いて、合理的、効果的に課題解決ができる能力を身に付けている（思考力・判断力・表現力）。
- ④ 自身の専門分野を研究する者として相応しい素養や倫理観、責任感を持ち、地域や社会の動向を踏まえて現場で必要とされる実践力を身に付け、他者と協働し社会の一員として適切な行動ができる（主体性・協働性・倫理性）。

上記の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めるとともに、養成する人材像をも含めて相互に関連することで、一貫した教育体制を構築する。

（資料1：養成する人材像と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）と授業科目の関係を参照）

1.5. 中心的な学問分野

本研究科の基礎となる人間科学部心理・文化学科は、教育・研究の対象となる中心的な学問分野を心理学関連分野、日本語・日本文学関連分野、日本文化学関連分野としている。これを踏まえ、本研究科においては、人間科学を基盤として横断的に幅広く学ぶ観点から、日本語・日本文学関連分野および臨床心理学関連分野を教育・研究の中心的な学問とする。

1.6. 修了後の進路

本研究科は、日本語・日本文学関連分野および臨床心理学関連分野を中心的な学問分野とし、上述の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて教育・研究を行うことにより、以下のような修了後の進路を想定している。

- 1) 対人援助職（保健医療、福祉施設、司法・犯罪、産業・労働、教育などの分野における心理職・相談支援員など）
- 2) 教育職（中学校（国語）・高等学校（国語）教諭など）
- 3) 公務員（行政、文化機関など）
- 4) 一般企業（人事・労務、企画など）

2. 修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は、修士課程までの構想とし、修士課程における教育・研究実績の蓄積に努めることとする。なお、本研究科で学び、修士の学位を取得したのち、さらに研究を志す学生には、本人の希望に応じた他大学の大学院博士課程（後期課程）に関する情報を提供するとともに、その進学を支援する。

3. 研究科、専攻等の名称および学位の名称

本研究科は、学部で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるために設置するものであり、学部と同様に研究科の名称を「人間科学研究科」、専攻の名称を「人間科学専攻」とする。本専攻では、人間科学を基盤とした人間の心理と日本語・日本文化の双方の学問領域に関する教育・研究活動の専門性を高めるため、日本語・日本文学領域と臨床心理領域の2領域編成とする。また、研究科の学問領域についても学部と同様に「文学」として捉えることが適切であると判断したため、授与する学位の名称は、「修士（文学）」とする。

4. 教育課程の編成の考え方および特色

4.1. 教育課程編成の考え方

本研究科は、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて -」（平成 17（2005）年 9 月 5 日）を踏まえ、高度専門職業人の養成に必要な教育内容を構築するにあたり、養成する人材像や修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた体系的な教育課程を編成する。

また、本研究科では、修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との一体性と整合性に留意しつつ、修了までに学生が身に付けるべき資質や能力を示した修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

《人間科学研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

本研究科は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める人材を育成するために、共通科目、専門教育科目、修了研究科目を体系的に編成し、科目を配置する。

教育内容、教育方法、教育評価については、以下のとおり方針を定める。

[教育内容]

1. 共通科目は、日本文化、日本語・日本文学、心理学を基盤とした高度な研究能力とコミュニケーション力を身に付けるとともに、研究倫理についても理解を深めるため、必修の導入科目として「人間科学基礎特論」を配置する。
2. 専門教育科目は、「日本語・日本文学研究分野」と「臨床心理研究分野」に区分し、研究者として課題を解決する技能を身に付けるための科目を配置する。1年次では両分野を横断的に幅広く学びながら各分野に関する専門知識を深め、2年次では自身の専門分野の選択科目を通して高度な専門性を身に付ける。
3. 修了研究科目は、修士論文の作成を通して、研究倫理に基づき、課題に対する探求力や解決力および論理的思考力などの研究者として必要な能力を身に付けるため、必修科目として「修了研究Ⅰ」「修了研究Ⅱ」を配置する。

[教育方法]

1. 講義科目および演習科目では、幅広い知識を修得させることを目的として、アクティブ・ラーニングを取り入れた双方向による授業を実施し、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。
2. 実習科目では、実社会において修得した知識・技能を実践する力を身に付けることを目的として、調査・実践の計画の立案、事後の検証を行う。
3. 修了研究は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。

[教育評価]

1. 知識・技能の修得に関しては、講義科目および演習科目において、研究課題に対する調査や研究成果の報告を通して、総合的に評価する。
2. 思考力・判断力・表現力の修得に関しては、修士論文における研究成果に基づき、評価する。
3. 主体性・協働性・倫理性の修得に関しては、修士論文における研究成果に基づき、研究課題に対して主体的に解決しようとする姿勢と能力を評価する。

(資料2：カリキュラムマップを参照)

4.2. 教育課程編成の特色

本研究科の授業科目は、共通科目、専門教育科目および修了研究科目に区分し、以下の各科目区分の教育課程を系統的・段階的に編成するとともに、人間の心理と日本語・日本文化について理解を深め、現代社会において多岐にわたる課題を解決することのできる、高度な専門性と高いコミュニケーション力を身に付けることを目的とした科目を配置する。

1) 共通科目

本研究科において、日本語・日本文学および臨床心理に関する研究活動を行うにあたって必要となる人間科学に関する基礎的な内容を学ぶ科目として、1年次前期に必修科目「人間科学基礎特論」を配置する。「人間科学基礎特論」は、学部教育と大学院教

育の接続的な役割を果たす科目であり、能動的な自己学習を積極的に取り入れながら、人間の心理と日本語・日本文化に関する基礎的な知識・技能を修得する。

2) 専門教育科目

専門教育科目は、「日本語・日本文学研究分野」および「臨床心理研究分野」で構成する。本研究科では、両分野を横断的に幅広く学ぶため、各分野において指定する科目のうち、それぞれ3科目（6単位）以上を必修とする。

① 日本語・日本文学研究分野

日本語・日本文学研究分野では、日本文学（古代文学、中近世文学、近代文学）、日本語学および漢文学に関する科目を選択科目として16科目配置する。科目の構成については、日本古代文学、日本中近世文学、日本近代文学、日本語学ならびに漢文学の5つの領域ごとに講義科目2科目、演習科目1科目とする。なお、1年次前期または後期に講義科目を配置することにより、1年次に日本文学（古代文学、中近世文学、近代文学）、日本語学および漢文学に係る高度な知識を修得し専門性を高めたうえで、2年次からの修士論文の作成へとつなげる。

「日本古代文学特論Ⅰ」2単位、「日本古代文学特論Ⅱ」2単位、「日本古代文学演習」2単位、「日本中近世文学特論Ⅰ」2単位、「日本中近世文学特論Ⅱ」2単位、「日本中近世文学演習」2単位、「日本近代文学特論Ⅰ」2単位、「日本近代文学特論Ⅱ」2単位、「日本近代文学演習」2単位、「日本語学特論Ⅰ」2単位、「日本語学特論Ⅱ」2単位、「日本語学演習」2単位、「漢文学特論Ⅰ」2単位、「漢文学特論Ⅱ」2単位、「漢文学演習」2単位、「中国書道史特論」2単位

ただし、日本語・日本文学研究分野に配置する下線の授業科目のうち、3科目（6単位）以上を必修とする。

② 臨床心理研究分野

臨床心理研究分野では、公認心理師法施行規則第2条に基づき、公認心理師となるために必要となる科目を中心に選択科目として14科目を配置する。なお、心理実践実習に関する科目については、「心理実践実習Ⅰ」「心理実践実習Ⅱ」とし、合計で450時間以上の実習時間を確保する。また、1年次通年に「研究演習」を配置し、臨床心理研究分野における高度な知識を修得し専門性を高めたうえで、2年次からの修士論文の作成へとつなげる。

「保健医療分野に関する理論と支援の展開」2単位、「福祉分野に関する理論と支援の展開」2単位、「教育分野に関する理論と支援の展開」2単位、「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」2単位、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」2単位、「心理的アセスメントに関する理論と実践」2単位、「心理支援に関する理論と実践」2単位、「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ（臨床家族心理学特論）」2単位、「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ（グループ・アプローチ特論）」2単位、「心の健康教育に関する理論と実践」2単位、「心理実践実習Ⅰ」4単位、「心理実践実習Ⅱ」6単位、「精神医学特論」2単位、「研究演習」2単位

ただし、臨床心理研究分野に配置する下線の授業科目のうち、3科目（6単位）以上を必修とする。

3) 修了研究科目

修了研究科目は、自らが選択した研究分野についての専門性を深める演習形式の必修科目として「修了研究Ⅰ」「修了研究Ⅱ」の2科目配置する。各研究分野において、指導教員による指導に基づき、修士論文の作成を行う。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

5.1. 教育方法

授業は、講義、演習、実習のいずれかの方法によるものとする。科目担当者の専門領域を中心に、学士課程からさらに進んだ高度の知識や研究技法を修得させる。

講義科目および演習科目では、幅広い知識を修得させることを目的として、アクティブ・ラーニングを取り入れた双方向による授業を実施し、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。実習科目では、実社会において修得した知識・技能を実践する力を身に付けることを目的として、調査・実践の計画の立案、事後の検証を行う。修了研究は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。

なお、授業ごとの学生数については、本研究科の入学定員を5人としていることから、いずれの授業科目においても少人数を原則とするとともに、特に、研究指導を行う「修了研究Ⅰ」「修了研究Ⅱ」においては、個別指導を取り入れた授業運営を行うこととする。

また、配当年次は、2年間で修士論文が完成できるように効率的に編成している。1年次に共通科目および専門教育科目の両分野を履修し、2年次は「修了研究Ⅰ」「修了研究Ⅱ」での修士論文の作成に集中的に取り組めるカリキュラムとしている。

5.2. 履修指導の方法

授業開始前の新入生ガイダンス期間中に、入学願書とともに提出される希望研究テーマ、研究計画要旨、希望指導教員等の資料に基づき、教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。指導教員は学生の希望や本研究科修了後の進路等を考慮し、履修モデルをもとに、適切な履修指導を行う。

また、公認心理師の国家試験受験希望者および専修免許状の取得希望者については、必要な授業科目の履修指導を本人の希望内容をもとに行う。

なお、留学生への履修指導等については、指導教員を中心に教員と教務課が連携し、留学生の授業への出席状況等をもとに、必要に応じて面談を実施する。

(資料3：九州女子大学大学院 人間科学研究科 履修モデルを参照)

5.3. 研究指導の方法

研究指導が行われる「修了研究Ⅰ」および「修了研究Ⅱ」を担当する指導教員については、本研究科入学時に事前に学生から入学願書とともに提出される希望研究テーマ、研究計画要旨、希望指導教員等の資料に基づき、希望する指導教員と当該大学院生で面談を実施したうえで、双方合意のもと決定する。

希望する指導教員を学生が選定する際の参考資料として、教員の専門分野、研究テーマ等を「大学院案内」に掲載し、募集要項に添付する。

具体的には、以下に示すスケジュールおよび内容で研究指導を実施し、修士論文を完成させる。

<1年次>

1) 主任指導教員および指導教員の決定（4月）

- a) 新入生ガイダンス期間中に、研究希望領域や研究計画要旨および希望指導教員等の資料に基づき、教員との面談を行い、双方の合意のもと主任指導教員および指導教員を決定する。ただし、主任指導教員は指導教員を兼ねることができるものとする。
- b) 主任指導教員は、学生の修学指導および研究指導を総括的に担当するものとし、修士課程における研究指導を担当する資格を有する者をもって充てる。指導教員は、本学の教員のうち、修士課程における研究指導を担当する資格またはその補助を担当する資格を有する者をもって充てる。

2) 研究計画の作成・提出（5月）

- a) 主任指導教員および指導教員は、修了までの研究計画について、学生と協議のうえ5月末日までに別に定める「研究計画申請書」を作成し、学生に明示するとともに、研究科長に届け出る。

3) 研究指導経過の確認（2・3月）

- a) 主任指導教員および指導教員は、研究指導状況および研究指導計画に基づき、学生と協議のうえ、修士論文の研究計画とテーマについての確認を2月から3月末日までに実施する。

<2年次>

1) 研究進捗状況報告および研究計画の作成・提出（5月）

- a) 主任指導教員および指導教員は、当該年度の研究計画について、学生と協議のうえ5月末日までに別に定める「研究計画申請書」を作成し、学生に明示するとともに、研究科長に届け出る。

2) 研究指導経過の公表（9月）

- a) 主任指導教員および指導教員は、学生と協議のうえ、修士論文の中間発表会を9月末日までに実施する。

3) 修士論文題目の提出（11月）

- a) 学生は、11月末日までに主任指導教員および指導教員の承認を得て「修士論文題目届出書」を研究科長へ提出する。

4) 審査委員の選出（11月）

a) 修士論文の審査体制としては、主任指導教員（主査）、修士論文に関する分野に隣接する学問分野の専任教員 2 人（副査）、計 3 人の審査委員とする。主任指導教員は、「修士論文審査委員会委員候補者名簿」を 11 月末日までに研究科長へ提出する。

5) 修士論文の提出（1 月）

a) 学生は、1 月初めまでに「修士論文審査申請書」に修士論文 1 編およびその要旨を添えて研究科長に提出する。

6) 研究指導実績報告（1 月）

a) 主任指導教員は、指導した学生ごとに、入学年度からの指導内容等を一括して別に定める「研究指導実績報告書」により、1 月末日までに研究科長に報告する。

7) 修士論文の公开发表会および修士論文の審査結果報告（2 月）

a) 修士論文審査委員会は、公开发表会を開催し、学生の口頭発表と質疑応答の内容を踏まえ、修士論文を審査する。

b) 修士論文審査委員会の主査は、修士論文審査委員会における修士論文の審査結果を「修士論文審査および最終試験結果報告書」により、研究科長へ提出する。

（資料 4：研究指導のスケジュールおよび内容等を参照）

5.4. 修了要件および審査

本研究科の修了要件は、本研究科に 2 年以上在籍し、共通科目 2 単位、専門教育科目 24 単位以上、修了研究を 4 単位の合計 30 単位以上修得するとともに、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。また、修士論文の審査および最終試験については、人間科学研究科委員会において審議・決定した 3 人の審査員（主査 1 人および副査 2 人）が審査を行う。修士論文の審査基準を以下のとおり定め、ホームページで公開する。

- 1) 論文の課題設定が明確にされており、学術的あるいは社会的な意義を有すると認められるものであること。
- 2) 先行研究が適切に調査され、正確な読解や的確な評価が行われており、当該研究の位置付けを明確にしていること。
- 3) 研究目的に合致した適切な研究方法・手法が選択され、具体的に示されていること。
- 4) 課題設定から結論に至る論旨が、実証的かつ論理的に展開されていること。
- 5) 語句の使い方や文章表現が適切であり、資料や文献等の引用方法や引用範囲は適切であること。

5.5. 研究倫理指導體制

研究に係る倫理審査体制は、既存の「九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程」および「九州女子大学研究活動不正防止委員会要項」に、本研究科の設置に伴う必要な改正を加え、研究者等の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為等の防止ならび

に不正行為等が生じた場合における適正な対応について定める。

特に、動物を用いる実験、組換え DNA 実験、ヒトを対象とした実験および病原性微生物等を用いる実験に関する倫理審査体制については、既存の「九州女子大学実験領域に関する倫理委員会要項」に、本研究科の設置に伴う必要な改正を加え、これらの実験を通じた教育・研究が倫理的な配慮のもとに行われるよう定める。

本研究科の研究指導に際しては、これらの規程等に定められた事項を遵守して行う。

(資料 5：九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程を参照)

(資料 6：九州女子大学研究活動不正防止委員会要項を参照)

(資料 7：九州女子大学実験領域に関する倫理委員会要項を参照)

6. 基礎となる学部・学科との関係

本研究科は、人間科学部心理・文化学科を基礎として設置する。本研究科の専任教員は、人間科学部所属の教員であり、人間科学を基盤とした日本文化、日本語・日本文学、心理学に関する科目を大学院で担当して指導を行う。大学院における教育は、学部で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるものである。本研究科では、人間の心理と日本語・日本文化について理解を深め、現代社会において多岐にわたる課題を解決することのできる、高度な専門性と高いコミュニケーション力を有する職業人を養成するため、基礎となる学部との連携を図り、連続性と整合性を確保している。また、学部教育と大学院教育の接続的な役割を果たす科目である「人間科学基礎特論」を共通科目に必修科目として配置するとともに、人間の心理と日本語・日本文化について横断的に幅広く学ぶため、専門教育科目の日本語・日本文学研究分野と臨床心理研究分野に配置する一部の科目を選択必修科目として設定する。本研究科では、共通科目を基盤に専門教育科目を展開し、日本語・日本文学研究分野と臨床心理研究分野の学問領域の融合による教育・研究体制を構築する。

教員配置にあたっては、個々の教員の学位のほか、専門領域における教育実績・研究業績・実務経験などと担当授業科目との適合性を十分に考慮したうえで実施している。専任教員は、学部教育を兼務する関係から、本学部から大学院に入学する学生に対しては、連続性のある教育・研究指導が可能である。

(資料 8：基礎となる人間科学部心理・文化学科と人間科学研究科人間科学専攻との関係図を参照)

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

九州女子大学大学院学則第 25 条で「大学院は、文部科学大臣が定めるところによって、第 23 条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。」と定め、第 2 項で、「前項により与えることができる単位数は、30 単位を超えないものとする。」と規定する。

具体的な実施場所と実施方法は以下のとおりである。

① 実施場所

インターネット上で学修する授業は、学生の利便性に考慮して、インターネット環境が整った、自宅もしくは研究室など学修に適した環境で実施する。

② 実施方法

インターネット上で学修する授業は、本学が設置している学生ポータルサイトである「ユニバーサルパスポート」(UNIVERSAL PASSPORT)を通じたオンデマンド型教材配信システムやオンデマンド型動画配信システム、テレビ会議システム (Zoom 等) を利用したライブ配信型授業を実施する。また、講義資料の掲示等については、上記の「ユニバーサルパスポート」(UNIVERSAL PASSPORT)を活用し、講義受講後のレポート提出、質疑応答、理解度テスト等を授業の特性に合わせて授業ごとに実施する。ただし、インターネット上で学修することでは教育効果が十分に得られない科目については、本研究科キャンパスにおいて対面方式で実施する。

8. 取得可能な資格

8.1. 取得可能な資格

本研究科では、中学校教諭一種免許状 (国語) と高等学校教諭一種免許状 (国語) を所有している者は、本研究科で 24 単位以上を取得することによって、国語の専修免許状を取得することができる (教職課程認定申請中)。

また、公認心理師法施行規則第 2 条に定められた「大学院における公認心理師となるために必要な科目」を配置しており、これらの単位をすべて修得することにより、国家資格である公認心理師の国家試験受験資格を取得することができる。

8.2. 実習の具体的計画

公認心理師法施行規則第 2 条および第 3 条に定められている心理実践実習について、本研究科においては、「心理実践実習Ⅰ」「心理実践実習Ⅱ」の 2 科目を設置し、学外実習を行う。

(1) 実習の目的

本研究科における実習の目的を以下の 4 点とする。

- 1) 高度な専門領域の知識・技能、コミュニケーション力、および論理的思考力を応用して、心理支援を要する者などと援助的関係の基盤を形成することができる。
- 2) 心理に関する支援を要する者などがもつ課題を適切に査定し、各分野の専門家と連携・協働して公認心理師として果たすべき役割を理解することができる。
- 3) 公認心理師を目指す者としての高い倫理性や責任感を持ち、法的義務への理解を深めて、多様な人々と協調して地域や社会の発展のために主体的に貢献・実践することができる。

4) 科学的根拠に基づいた最新の臨床心理に関する理論と技法を用いて、人を援助することの喜びと厳しさを体感することにより、公認心理師としての使命感を高めることができる。

(2) 実習先の確保

実習施設は本学が位置している北九州市内の施設が中心であるが、一部の施設は北九州市周辺地域および福岡市に位置している。いずれも、公共交通機関による移動の利便性が高い地域の施設であり、実習生の移動、および心理実践実習を担当する教員による引率や巡回指導のための移動に支障はない。

(資料9：心理実践実習受入先施設一覧を参照)

(3) 実習先との取り決め

心理実践実習を担当する教員は、事前に実習施設側の窓口となる責任者に対して、公認心理師法施行規則に基づいた開講科目における実習内容、実施時期、実習時間、実習生の予定人数等を伝え、受け入れ可否について検討を依頼し、内諾を得た後に、実習施設長に対して文書による正式な実習契約等を行う。

なお、事故が発生した場合の緊急連携体制は、各実習施設との間で事前に定める。また、実習生への事前指導において、事故防止への対応として、医療・教育・福祉器具への配慮、患者・施設入所者および通所者・子ども等への配慮について指導を行う。

(4) 実習水準の確保

よりよい実習となるために、心理実践実習を担当する教員が、実習施設側に本学の实習方針を説明したうえで意見交換等を行い、実習が効果的に実施されるよう、実習施設側との間で連携を図る。

学内においては、心理実践実習を担当する教員を中心に実習の指導体制を整え、実習での到達目標や学生が設定した実習課題に基づき、綿密な事前指導を行う。実習期間中は、実習施設側の実習指導者との連携のもと実習生の実習状況を随時把握し、個々の実習生について課題を抽出のうえ改善策を検討して個別指導を行う。実習終了後は、実習報告会を行い、振り返りと今後の実習課題について検討する等の指導により実習の教育的効果を高める。

実習を通じて修得を目指す具体的な知識・技能としては、厚生労働省で示されている内容を中心に、医療分野をはじめ、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の領域ごとに設定する。

(5) 実習先との連携体制

各実習施設と実習の日程や人員、内容等は事前に連絡・調整し、実習施設側から内諾を得た内容で実習を行うとともに、実習施設側の実習指導者と学内の心理実践実習を担当する教員との間で緊密な連絡体制を構築したうえで実習を実施する。

実習実施中に不測の事態が生じた場合は、上述した緊急連携体制を活用し、事態の内容に応じた適切かつ迅速な対応を図る。

実習終了後、実習指導者をはじめとする関係者に対し、実習生から礼状を送るよう、事後指導を行う。また、実習生は、当該施設における実習、実習指導者および心理実践

実習を担当する教員による指導から得た知見に基づきレポートを作成する。実習生が作成したレポートをもとに、到達目標に対する各実習生の達成度について、本学側と実習施設側との間で情報を共有する。

(6) 実習前の準備

事前指導を通じて、実習生の健康状態が良好であることを確認したうえで、実習期間に向けて実習生の体調管理を行う。特に、新型コロナウイルス感染症への対応については、厚生労働省や文部科学省から発出される最新の通知等に基づき、実習生に対して適切な指導を行い、感染防止および感染拡大防止に努める。実習施設側から実習生に係る健康診断証明書の提出が求められた場合には、健康診断証明書を提出する。

1) 事故発生時の対応

事故防止に関しては、医療・教育・福祉器具への配慮、患者・施設入所者および通所者・子どもへの配慮について、事前指導で周知徹底する。また、事故が発生した場合、速やかに当該の実習施設と連携できるよう緊急連絡体制を整える。

2) 保険等への対応

本学の学生は、学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険に全員加入している。「心理実践実習Ⅰ」および「心理実践実習Ⅱ」は正課科目であることから、実習中および実習施設への往復途中において、実習生が不慮の事故で身体に傷害を被った場合について補償するとともに、第三者や実習施設に対して与えた損害等についても賠償する。

3) 個人情報保護への対応

実習施設に係る個人情報の取扱いに関して、実習開始前および実習中に実習施設内で知り得た個人情報は他所での言及・開示を禁ずることを事前指導の際に周知徹底し、秘密保持義務の誓約書を実習生に提出させ、守秘義務の遵守を図る。また、実習施設内では実習生自身の氏名以外の個人情報を開示することを禁じる。

(7) 事前・事後における指導計画

実習はまとまった期間で実習に行く「集中連続型」と、週1～2回など継続的に実習に行く「分散継続型」で行う。1年次は「心理実践実習Ⅰ」において通年200時間以上の実習を福祉、教育分野を中心に行い、司法・犯罪分野においても実施する。2年次には「心理実践実習Ⅱ」において通年250時間以上の実習を医療分野を中心に行い、産業・労働、教育分野においても実施する。それに伴う全体の事前・事後指導と実習分野ごとの事前指導と事後指導（中間指導含む）を行う。具体的には以下のとおりである。

1) 事前指導計画

1年次前期に、事前指導を計16.5時間以上、11回以上行う。具体的には、以下のとおりである。

① 全体オリエンテーション（1.5時間）

i) 実習の目的と目標、守秘義務などに関する指導

② 事前指導（15時間以上かつ10回以上）

i) かかわり行動の実際や各実習施設に関する調査、それに基づく心理支援との関

わりについてのグループ発表および意見交換

- ii) 相談受付の方法、心理支援計画の作成、実習記録の取り方、報告書の書き方、模擬事例検討、非常時の連絡体制等の指導
- iii) 円滑な人間関係の構築スキルの修得を目的とした倫理とマナーに係る学内講座
- iv) 臨床現場で働く外部講師（公認心理師、臨床心理士、医師等）による講義
- v) 実習施設側からの要望・留意点等に基づく指導

なお、事前指導では、ロールプレイで体験的に学ぶことで、実習施設で常に自分の行動やふるまいを意識できるように実施し、学外実習に必要な資質・能力を身に付けさせていく。

2) 事後指導計画

学外実習終了後に、事後指導を計 16.5 時間以上、11 回以上行う。具体的には、以下のとおりである。

① 中間指導

中間指導は、実習中に分野ごとに実施する。実習中は、30 時間～40 時間に 1 回程度の実習巡回を想定していることから、学生と相談のうえ、帰校日もしくは ZOOM 等による指導日をあらかじめ設定しておく。中間指導では、実習の経過まとめを行い、実習内容を振り返るとともに、事前指導と実習による学びの伸長を確認する。また、新たな疑問点等について調べ学習を行い、これらをまとめて発表し、学生同士でディスカッションを行う。さらに、担当するケース検討も含めて、実習体験が経験知として生きてくるよう実習の省察に関する指導を行う。

② 事後指導

事後指導では、『心理実践実習総括レポート』を提出させ、グループに分かれて、実習について学んだこと、感じたこと、心理職の役割と多職種連携について、今後どのように役立つと感じたか等を話し合うことで、振り返りに基づく自己評価を学生に促すとともに、最後にグループごとに発表し、実習生相互の研鑽につなげる。

(8) 教員の配置ならびに巡回指導計画

厚生労働省が示す基準（同時に指導を行う学生 5 人につき教員 1 人配置）に基づき、心理実践実習を担当する教員は公認心理師・臨床心理士の両資格を保有し、かつ、実務経験を有している教員 5 人を配置し、実習の質を保証する。修士課程において、実習は、1 年次と 2 年次で通年科目として配置し、年間を通して適切な時期に行うものである。1 年次前期は、事前指導と大学院に必要な科目を中心に基本知識とスキルを修得する。夏期休業期間を含む 1 年次後期は、福祉、教育、司法・犯罪分野を中心とした実習を行い、心理実践実習を担当する教員が引率や巡回をする。2 年次は必須である医療分野を中心とし、産業・労働分野、教育分野においても実習を行う。実習に際しては実習生をグループ分けして、実習施設との間で事前に調整した日程や人員に基づき行う。いずれの実習施設も公共交通機関による移動の利便性が高い地域に所在しているため、「集中連続型」は概ね週 1 回以上、「分散継続型」は 30 時間～40 時間に 1 回程度、心理実践実習を担当する教員による定期的な巡回指導を支障なく実施することができる。具体的な実習期間

中の巡回指導計画については、心理実践実習担当教員が実習施設側と連携して、事前に策定する。

なお、講義科目は、1年次の前期に集中しており、巡回指導や実習指導が教員の負担にならないように配置されている。

(9) 実習施設における実習指導者

医療分野では、厚生労働省の示した実習指導者に関する事項における要件を満たしている者として、精神科医もしくは公認心理師または臨床心理士資格を有する者等を配置している。他の福祉分野や教育分野、産業・労働分野、司法・犯罪分野においてもそれぞれの実習施設に勤務し、臨床心理士の資格を有する者、あるいは公認心理師資格を有する者等、その分野で公認心理師法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者のうち、指導にあたって必要な能力を有し、本学が適当と認める者を実習指導者として選定している。

なお、実習の達成目標を共有するために、本学の心理実践実習を担当する教員が、実習先の責任者および実習指導者等に本学の実習方針と実習の達成目標の説明、打合せや意見交換等を行い、十分な協議を通じて、実習が効果的に実施されるよう、実習先との連携を図る。

(10) 成績評価体制および単位認定方法

実習における成績評価については、心理実践実習を担当する教員の合議によって、学内での授業（事前指導・事後指導）と学外での実習の双方の評価を合わせて10単位を認定する。学内の授業においては事前面談による実習への目的意識と意欲を、事前指導・事後指導においてはディスカッションへの参加態度を、それぞれ評価するとともに、事前指導・事後指導レポートの内容を勘案して最終的な評価を行う。学外での実習の評価は、実習施設の指導者の評価および出欠等の状況、「実習日誌」、実習後の「実習レポート」等により、実習目標の到達度に照らし合わせ、総合的な判断のもとに評価を行い、上記の学内での授業の評価と合わせて、最終的な評価と単位の認定を行う。

9. 入学者選抜の概要

本研究科は、以下に示す受け入れ人材、入学資格、入学者の選抜方法に基づき、入学者を受け入れる。

(1) 受け入れ人材

本研究科は、修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、3つの領域（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・倫理性）で構成する、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり定めている。

《人間科学研究科の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）》

本研究科は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、社会で活躍できる高度な専門知識などについて修得する。入学者には次のような学力を有した人材を求める。

【知識・技能】

日本文化、日本語・日本文学、心理学に関する幅広い分野において必要となる専門的知識・技能を身に付けようとする意欲を有する。

【思考力・判断力・表現力】

専門的知識を用いて、実社会の多様な課題に対して多面的・論理的に考え、その考えた内容をわかりやすく説明しようという意欲を有する。

【主体性・協働性・倫理性】

自己の判断と責任をもって行動し、自ら進んで他者と協働して地域や社会の活性化に貢献する強い意欲がある。

(2) 入学資格

入学資格は、次のいずれかに該当する者で、入学試験に合格した者とする。

- 1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学を卒業した者
- 2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- 3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 4) 我が国において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 8) 旧制学校等を修了した者
- 9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- 10) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定（飛び級入学）により他の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- 11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

(3) 入学者の選抜方法

以下の方法を併用して入学者の選抜を行う。

1) 書類審査

志望動機、研究計画書、調査書、ボランティア活動などを評価。

2) 学力試験

日本文化、日本語・日本文学、心理学関連の分野に関する専門問題を課すとともに、修士論文作成に最低限必要な語学力の判断・評価をするための語学試験（英語・漢文から1科目選択）を実施する。

ただし、英検準1級もしくは TOEIC 785 点以上のスコアを入学試験の時点で取得した者については、語学試験を免除することができる。

3) 面接試験

将来についての構想、学修の意識・意欲、大学院在学中の生活設計などについて面接試験を実施する。

また、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）における3つの領域（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・倫理性）と選抜方法との関連性は以下のとおりである。

表1 入学者受け入れ方針における3つの領域と選抜方法との関連

	知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性・協働性・倫理性
1) 書類審査	○	◎	◎
2) 学力試験	◎	◎	○
3) 面接試験	◎	◎	◎

◎特に重視する領域 ○重視する領域

(4) 外国人留学生の日本語能力等の資格要件、経費支弁能力の確認および在籍管理体制等

外国人留学生の受入れの際の日本語能力等の資格要件については、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金主催「日本語能力試験（N1）」に合格していること、もしくは、本学が「日本語能力試験（N1）」に相当する日本語能力を有すると認めた者とする。

また、経費支弁能力の確認については、本学人間科学部に入学する外国人留学生と同様の対応を行う。具体的には、海外協定校外国人留学生編入学選抜において、出願書類で支弁者やその年収などの確認を行うとともに、入学手続きの際に経費支弁書や在職証明書、収入証明書の提出を求め、書類確認後、在留資格申請を行う。在籍管理体制としては、学生生活に関する支援・サービスを行う事務組織であるキャリア支援課の専門スタッフが主体となり、留学生の在籍管理や生活指導などの手続きを含むサポート体制を確立しており、本研究科においても外国人留学生受入れの際は、同様に対応する。

10. 教員組織の編制の考え方および特色

10.1. 教員組織編制の考え方および特色

本研究科の教員組織編制は、本研究科の教育・研究の中心的な学問領域である日本語・日本文学関連分野および臨床心理学関連分野を専門とする専任教員を主体として、養成す

る人材像を実現するための教育課程を編成する。また、教育・研究活動を組織的に実施していくために、各授業科目について、専門とする研究領域に適合し、かつ、十分な教育研究業績を有する教員をもって組織編制する。

10.2. 職位・年齢構成

本研究科の専任教員は、14人（教授6人、准教授3人、講師5人）であり、いずれも大学院設置基準第9条第1項に掲げる教員の資格に適合しており、14人の専任教員のうち、8人が博士、6人が修士の学位を有する。また、専任教員の研究分野は本研究科の中心的な学問分野である日本語・日本文学および臨床心理学を中心に、教育学や比較文化学などにわたり、人間科学を基盤に据えた本研究科の特徴を反映した構成となっている。

本研究科の専任教員の完成年度末における年齢構成は、60～65歳4人、50歳代4人、40歳代4人、30歳代2人であり、職位の構成は、教授6人、准教授3人、講師5人である。

表2 完成年度末における年齢構成表

年齢 職位	30歳代	40歳代	50歳代	60～65歳	合計
教授	—	2人	1人	3人	6人
准教授	—	1人	1人	1人	3人
講師	2人	1人	2人	—	5人
合計	2人	4人	4人	4人	14人

教員の定年については、「福原学園就業規則」第14条において、教授の定年を65歳、それ以外を60歳とそれぞれ定め、退職日をその年度末の日と定めている。表2のとおり、本研究科の完成年度までに1人がこの定年年齢を超える専任教員となるが、研究科運営上の必要性に鑑み、「福原学園特任教員規程」第4条に基づき定年年齢を超えて雇用を継続するため、設置時点の教員組織が完成年度末まで維持される。完成年度以降の退職については、後任補充で対応し、教員組織の継続性を担保していく。

（資料10：福原学園就業規則を参照）

（資料11：福原学園特任教員規程を参照）

11. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本大学院は、学校教育法第99条に基づき、大学院学則第1条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深め、文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、研究活動の促進に重点を置く。九州女子大学では、個人研究費を教員（助教以上）に一律配分のうえ、科学研究費助成事業等競争的資金に申請した場合、研究費を加算する制度を設け、研究活動の活性化を図っている。さらに、教育の質的転換、地域発展、大学間連携などの改革に対する全学的・組織的取組に対する支援を強化するため、特別教育研究費プ

プログラム制度を導入し、研究活動の支援を行っていることを踏まえ、九州女子大学大学院においても同様の制度を設ける。

12. 施設、設備等の整備計画

12.1. 校地、運動場の整備計画

本学は、九州女子短期大学と同じキャンパス敷地内にあるため、一部の施設を共同利用しつつ教育活動を行ってきた。令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在、本学の校地面積は 111,525.44 m² (うち、運動場の面積 13,551.27 m²) を有している。教育施設、研究施設および厚生施設 (学部校舎、大学研究室、図書館、附属研究機関、体育館、運動場、学生の課外活動施設等) はすべて同一敷地内に設置し、校地の複数個所に人工芝の広場を設け、学生が休息できる場所やその他の利用のための適当な空き地も十分に確保されており、このたびの人間科学研究科の設置における必要な校地、運動場は確保されている。

12.2. 校舎等施設および設備等の整備計画

本研究科に関する校舎等施設は、本研究科の基礎となる人間科学部心理・文化学科が教育研究活動に主に使用している耕学館 (9,968.56 m²教室数 33 室) を有効的に利用することとしているが、本研究科の設置に伴い、収容定員 10 人 (入学定員 5 人) の大学院生が日常的に研究等で使用する施設として、耕学館の 1 階に大学院生研究室を設けるとともに、研究室の設備として、机、書棚、プリンター等を配置し、大学院生の研究環境の整備を整える。

なお、設備の整備計画については、本研究科の教育活動を実施するために必要となる新たな設備として、開設前年度に 5,629 千円の設備費を計上し、施設設備の充実を図ることとしている。

専任教員の研究室は、耕学館等に整備しており、14 人の専任教員の研究室を確保している。

(資料 12 : 大学院生の研究室 室内見取り図を参照)

12.3. 図書等の資料および図書館の整備計画

九州女子大学附属図書館は、図書 216,844 冊 (うち外国書 28,734 冊) を所蔵しているとともに、学術雑誌 154 種 (うち電子ジャーナル 4 種)、視聴覚資料 4,566 点を整備しており、充実した教育研究環境を整えている。本研究科の基礎となる人間科学部を平成 17 (2005) 年度に開設して以来、日本文化、日本語・日本文学および心理学に関連した図書を整備しており、有効的に活用する。なお、高度な教育研究を行うために必要となる図書等の資料の整備計画として、本研究科開設前年度となる令和 5 (2023) 年度に図書購入費を 487 千円計上し、本研究科に関する図書を購入予定である。完成年度以降は、図書館に配分される

予算において、充実を図る予定である。

図書館では、374席の閲覧座席数を整備しており、多目的学習室やグループ学習室を設置し、平日は20時まで開館している。

また、図書館内に蔵書検索(OPAC)用PCを5台設置し、レポート作成における蔵書検索や論文検索などの目的で活用されている。映像資料については約4,500の教材ソフトや映像ソフトを所蔵しており、学生がDVDなどを個人ブースで自由に視聴できる環境を整えている。電子ジャーナルはELSEVIER社と契約しており4タイトルにアクセスすることができる。外国雑誌データベースはEBSCO社との契約により「Academic Search Premier(収録タイトル約4,700(全文))」「ERIC」「MEDLINE」が収録するすべての雑誌を閲覧することが可能である。学内研究成果については、これらを蓄積・公開する九州女子大学・九州女子短期大学学術リポジトリを整備している。これら各種コンテンツは学内から容易にアクセス可能であり、教育・学修環境における利便性が保たれ、学生の学修・研究の活性化に寄与している。

他大学所有の文献および図書資料の閲覧や論文等の複写については、NII(国立情報学研究所)に参加しており、各加盟館資料の複写取寄せや現物貸借が可能である。

他大学図書館との協力については、「九州地区大学図書館協議会」加盟校の学生、院生、研究者に対する図書館資料の閲覧や提供も行っている。

13. 管理運営

本研究科の管理運営については、人間科学研究科委員会(以下、「研究科委員会」という。)、ならびに既設の教員人事計画委員会および入学試験委員会において行う。

研究科委員会は、研究科に所属する専任の教授、准教授、講師および助教で構成するとともに、年間12回程度開催し、次の事項について審議する。

- 1) 大学院生の修了またはその他の大学院生の在籍に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) その他、教育研究に関する事項

教員人事計画委員会は、学長、副学長、各学部長、研究科長、共通教育センター所長、各学部・研究科から推薦された教育職員および学長が必要と認めた職員で構成するとともに、年間12回程度開催し、次の事項について審議する。

- 1) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- 2) 福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- 3) その他、大学院担当教員の教育研究業績に関する事項

入学試験委員会は、学長、副学長、各学部長、研究科長、教務部長、各学部・研究科から推薦された教育職員および学長が必要と認めた職員で構成するとともに、年間12回程度開催し、大学院生の入学に関する事項について審議する。

また、本学では、教授会および各種委員会の審議について、全学的調整を図る機関として評議会がある。評議会は、学長直轄の組織として位置付けられ、学長、副学長、各学部

長、研究科長、教務部長、学生部長、各学科長、事務局長、九州女子大学組織規則（昭和62年学園規則第6号）第13条に定める各課の課長およびその他学長が必要と認めた者で構成されるとともに、原則として月2回開催され、大学の教育・研究および運営に関する事項として、学生の入学、卒業又はその他学生の在籍および学位授与に関する事項等について審議し、学長の意思決定を補佐するとともに各教授会（研究科委員会、教員人事計画委員会、入学試験委員会）との調整機能を果たしている。

14. 自己点検・評価

本学では、教育研究活動などの点検・評価の実施において円滑な運営を図るため、九州女子大学自己点検・評価実施規程に基づき、副学長、学長特別補佐、学部長、図書館長、教務部長、学生部長および事務局長などで構成される九州女子大学自己点検・評価委員会を評議会の下に設置している。大学院設置後は、九州女子大学自己点検・評価委員会に研究科長を加え、大学院を含む実施体制を整えることとする。

九州女子大学自己点検・評価委員会においては、毎年自己点検・評価報告書を作成することにより自己点検・評価に努めている。自己点検・評価報告書の作成にあたっては、教育研究活動や管理運営などの状況を自己点検・評価したうえで、評価項目に基づき、報告書の作成方針を定め、全学的な情報の交換および共通認識を図りながら、自己点検・評価や報告書を作成している。現在、本学は公益財団法人日本高等教育評価機構に加盟しており、日本高等教育評価機構の大学評価において定められた評価項目に基づき、自己点検・評価を実施している。

毎年度作成する自己点検・評価報告書については、作成段階で全教職員から意見聴取を行うなど大学全体として組織的に取り組み、自己点検・評価の結果を共有している。毎年度作成している自己点検・評価報告書や、令和元年度に策定した福原学園第3次中期経営計画計画（2019年度～2023年度）および毎年度策定する事業計画や事業報告については、本学のホームページに掲載し、広く社会に公表している。

本研究科においても、併せて自己点検・評価を推進していく予定である。

15. 情報の公表

15.1. 情報の公表の方針

本学では、学生、保護者、受験生、卒業生等が適切に情報を得られるようにするとともに、学校教育法で定められている目的を達成するための公的な教育機関として社会への説明責任を果たすことに努め、学校教育法第113条および学校教育法施行規則第172条の2に基づき、情報を公表している。情報の公表に際しては、学生や保護者が求める情報を容易にかつ適切に得ることができるよう閲覧者の目線に立った公表を心掛けている。

本研究科においても、学生、保護者、受験生、卒業生等が必要な情報に配慮し、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について情報を公表していくこととし、学

校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に規定されている学位論文に係る評価にあたっての基準についても、適切に公表する。

15.2. 情報の公表の内容

本学では、次の教育研究活動等の状況についての情報を本学ホームページ内の「情報公開」において、公表している。(https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/)

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること
- イ 教育研究上の基本組織に関すること
- ウ 教員組織、教員ならびに各教員が保有する学位および業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数、その他進学および就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること
- コ 教育水準向上のための取り組みに関する情報(大学評価・認証評価、学科履修モデル等)

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

16.1. ファカルティ・ディベロップメント (FD) の活動

本学では、評議会の下に九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を設置し、建学の精神および教育理念に立脚した教育・研究の質的向上に資するために組織的な研修および研究の取り組みを実施している。本研究科においても、教員の資質維持向上を図るため同様に行う。

(1) FD 研修会

教育活動および研究活動に係る FD 研修会を実施しており、教育活動に係る FD 研修会では、昨今、大学に求められている教育方法の工夫に対応した研修を効果的に実施している。また、研究活動に係る FD 研修会については、教員の研究活動の活性化に資するため、科学研究費補助金等の外部資金獲得に向けて参考となる内容の研修を実施している。

(2) 授業フィードバック・アンケート

教育内容・方法の改善および水準の向上への取り組みとして、本学では学生による授業フィードバック・アンケートを実施している。授業フィードバック・アンケートは、前期・後期それぞれ 1 回、全教員・全授業に対して実施し、その結果は各授業担当者にフィードバックされている。その評価を踏まえた授業改善については、集計結果をもと

に所見票の提出を義務化し、集計結果と併せて図書館で公開している。この仕組みにより、各授業担当者が教育内容・方法の改善および学習指導等の改善に取り組んでいる。

16.2. スタッフ・ディベロップメント（SD）の活動

(1) 学内研修会の実施

大学運営の強化を図るため、本学職員として必要な知識・技能、および資質の向上をもって、教職協働の実現と運営能力の意識向上に資することを目的に、学内全体 SD 研修会を実施している。また、学内の直面する課題や職員の養成に係るワーキンググループ等による協議や活動を通じた、課題解決や知識・技能の習得を目的とする個別 SD 研修会を実施している。

(2) 学外研修会への参加

大学職員として、実務知識の習得、能力・資質の向上を図るため、日本私立大学協会をはじめとする各分野の研修会への派遣・オンラインセミナー等を活用している。

(3) 研修の情報共有

外部研修会に参加した職員が報告書を作成し、本学園のグループウェア上の「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図り、全教職員が日常的に資質・能力を向上する取り組みを行っている。